

浄化槽の保守点検等の実施をお願いします

浄化槽は維持管理が大切です！

浄化槽は、微生物により汚水を処理しますので、微生物が活動しやすいように、維持管理を行ってください。適正な管理を怠ると、汚水の流出や悪臭で近所に大きな迷惑をかけるとともに、河川などの汚濁の原因となります。

保守点検

浄化槽の点検・補修や保守点検消毒剤の補給などを行います。

4カ月に1回以上保守点検を受けましょう。

清掃

浄化槽内にたまった汚泥などを抜き取り、機器類の洗浄や掃除等を行います。

1年に1回は必ず清掃を行いましょう。



法定検査（11条検査）

法定検査は使用方法が適正で、保守点検や清掃が法律の規定どおりに実施され、浄化槽の機能が正常に維持されているか、放流水の水質は適正か等について検査を行います。

1年に1回必ず検査を受けましょう。

（浄化槽を新たに設置された方は、設置後3カ月を経過してから5カ月以内に受ける7条検査の実施もお願いします。）

※この3項目は浄化槽法という法律によって浄化槽設置者の皆様に義務付けられたものであり、適正な維持管理を行っていただくうえで欠かせないものです。

問い合わせ先 環境水道課（67-0792）